

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について	1
○ 平成 29 年度事業計画及び予算について	2

公告第 4 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 29 年 3 月 7 日招集の第 159 回組合会において議決され、平成 29 年 3 月 10 日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成 29 年 3 月 31 日付け総行福第 84 号をもって認可されたので公告する。

平成 29 年 4 月 12 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 羽 田 健一郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第 1 条 長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項の表中「1,000 分の 45.40」を「1,000 分の 48.50」に、「1,000 分の 6.00」を「1,000 分の 6.41」に、「1,000 分の 2.09」を「1,000 分の 2.11」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 90.8」を「1,000 分の 97.00」に、「1,000 分の 12.00」を「1,000 分の 12.82」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 28 年度」を「平成 29 年度」に、「1,985 円」を「2,130 円」に改める。

第 2 条 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 9 月 30 日公告第 9 号）の一部を次のように変更する。

附則第 5 項中「平成 28 年 4 月分以後」を「平成 29 年 4 月分から同年 9 月分まで」に、「1,000 分の 90.80」を「1,000 分の 97.00」に、「1,000 分の 12.00」を「1,000 分の 12.82」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 2 の規定は、平成 29 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による変更後の長野県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 9 月 30 日公告第 9 号）附則第 5 項の規定は、平成 29 年 4 月分以後の任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 5 号

平成 29 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 29 年度事業計画及び予算については、平成 29 年 3 月 7 日招集の第 159 回組合会において議決されたので公告する。

平成 29 年 4 月 12 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 羽 田 健一郎